

岸和田市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市広告収入事業実施要綱（以下「広告要綱」という。）第3条第4号の規定に基づき、民間事業者等に本市の施設又はイベント等（以下「施設等」という。）の愛称を決定する命名権（以下「命名権」という。）を付与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 岸和田市ネーミングライツ事業（以下「ネーミングライツ事業」という。）とは、本市と契約した民間事業者等（以下「ネーミングライツサポーター」という。）に命名権を付与し、当該ネーミングライツサポーターからその対価を得ることにより良好な施設等運営の維持に資することをいう。

(基本的な考え方)

第3条 ネーミングライツ事業は、本市の施設等を活用した事業の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわぬよう遂行する。

2 ネーミングライツ事業の導入後は、施設等の愛称を積極的に使用するものとする。ただし、条例上の施設等の名称は変更せず、必要に応じて条例上の施設等の名称を使用する。

(施設等の選定)

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる施設等の選定は、原則として市が行う。

(ネーミングライツサポーターの募集等)

第5条 ネーミングライツサポーターの募集（以下「募集」という。）は、あらかじめ市が選定した施設等についてネーミングライツサポーターを公募する方法又は民間事業者等から命名権付与の対象となる施設等について企画提案を受け付ける方法により行う。

2 ネーミングライツサポーターを公募する場合の応募の方法、応募条件、命名権の付与に係る料金その他ネーミングライツ事業の実施に必要な事項について定めた募集要項を施設等ごとに作成する。

3 募集については、市ホームページ又は広報紙等に掲載するなど広く周知する。

4 募集要項の発表から募集受付終了までの期間は、原則として30日以上とする。

(優先交渉権の付与)

第6条 市は、市が管理する施設の命名権を取得したネーミングライツサポーターに、命名権の取得後の最初の契約の更新時に限り、優先交渉権を付与する。

2 市は、指定管理者制度を導入している施設（以下「指定管理施設」という。）の命名権の取得について、指定管理期間が3年以上の場合は、一の指定管理期間について一回に限り、指定管理者候補者に優先交渉権を付与する。ただし、指定管理者候補者以外の者がネーミングライツサポーターとなっている場合において、指定管理者候補者が優先交渉権を行使しないとき、又は、優先交渉権を行使した上で契約に至らなかつたときは、

当該ネーミングライツサポーターに優先交渉権を付与するものとする。

- 3 市は、指定管理施設の命名権の取得について、既ネーミングライツサポーターがある場合において、当該指定管理施設の更新に際し、新たに開始する指定管理期間が3年未満の場合は、一の指定管理期間について一回に限り、既ネーミングライツサポーターに優先交渉権を付与するものとする。
- 4 市は、第1項から第3項の規定により優先交渉権を付与された者が、当該権利を行使しなかつたとき、又は、当該権利を行使した上で契約に至らなかつたときは、公募によりネーミングライツサポーターを募集するものとする。ただし、指定管理施設の命名権の取得について、残存する指定管理期間が3年未満の場合はこの限りではない。

(審査及び決定等)

第7条 命名権を付与する施設等の選定、付与する名称、応募価格その他の審査については、広告要綱第11条に規定する岸和田市広告収入事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

- 2 前項の審査は、広告要綱第5条を審査基準として行う。
- 3 ネーミングライツサポーターとなる契約の相手方の決定は、審査委員会の審査の内容及び結果を尊重するものとする。
- 4 命名権を付与する期間は、原則として3年以上とする。ただし、指定管理施設については、当該指定期間を考慮し、適切な期間を設定するものとする。

(秘密の保持)

第8条 市は、契約に至らなかつた応募及び企画提案に関する内容については、ネーミングライツ事業に関する目的以外に使用しないものとする。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。